

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月19日
【発行者（受託者）名称】	三菱UFJ信託銀行株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 窪田博
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【事務連絡者氏名】	三菱UFJ信託銀行株式会社 オルタナティブ商品開発部 金融商品運用グループ 課長 富永高史
【電話番号】	03(3212)1211(大代表)
【発行者（委託者）氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代表者の役職氏名】	該当事項はありません。
【住所又は本店の所在の場所】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の名称】	実績配当型合同運用指定金銭信託（個人用）ベビーフンド 対面型受益権 / 愛称：投資の一步 実績配当型合同運用指定金銭信託（個人用）ベビーフンド 非対面型受益権 / 愛称：クエスト
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額】	実績配当型合同運用指定金銭信託（個人用）ベビーフンド 対面型受益権 / 愛称：投資の一步および実績配当型合同運用指定金銭信託（個人用）ベビーフンド 非対面型受益権 / 愛称：クエストを合わせて2兆円を上限とします。 ただし、一時期に想定を超えるお申込みがあった場合や信託財産の運用状況等によっては、募集の制限や停止をさせていただくことがあります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年6月19日付で提出した募集事項等記載書面及び有価証券報告書(以下これらを総称して「有価証券届出書」といいます。)のうち募集事項等記載書面の記載事項について、訂正すべき事項がありましたので、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

証券情報

内国信託受益権の募集(売出)要項

1 内国信託受益権の形態等

6 募集の方法

8 申込単位

14 その他

(4) 申込日および信託契約日

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____罫で示してあります。

【証券情報】

【内国信託受益権の募集(売出)要項】

1【内国信託受益権の形態等】

(訂正前)

(前略)

当信託は、2025年5月23日現在において、信用格付業者である株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」といいます。)より、ファンド信用格付「AAfc(ダブルエーエフシー)」を取得しています。ファンド信用格付については、R&Iが2010年9月30日付けで金融庁に登録し、信用格付業者となっているため、信用格付業者から取得する格付となります。なお、ファンド信用格付は、市場環境の変化等により、変更される可能性があります。

(後略)

(訂正後)

(前略)

当信託は、2025年11月25日現在において、信用格付業者である株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」といいます。)より、ファンド信用格付「AAfc(ダブルエーエフシー)」を取得しています。ファンド信用格付については、R&Iが2010年9月30日付けで金融庁に登録し、信用格付業者となっているため、信用格付業者から取得する格付となります。なお、ファンド信用格付は、市場環境の変化等により、変更される可能性があります。

(後略)

6【募集の方法】

(訂正前)

当受益権については、金融商品取引法で定められる一定数(500名)以上の受益者が所有することが見込まれる有価証券として、募集(金融商品取引法第2条第3項第3号)を行います。

(訂正後)

当受益権については、金融商品取引法で定められる一定数(500名)以上の受益者が所有することが見込まれる有価証券として、募集(金融商品取引法第2条第3項第3号)を行います。

なお、当受益権は本邦以外で募集されず、非居住者は当受益権についてお申込みいただくことができません。

8【申込単位】

(訂正前)

(前略)

お申込みいただけるのは、個人のお客さまです。

(後略)

(訂正後)

(前略)

お申込みいただけるのは、個人のお客さまです。なお、非居住者はお申込みいただくことができません。

(後略)

14【その他】

(4) 申込日および信託契約日

(訂正前)

当信託受託者が所定の手続に従いお申込みの受付を完了した日が「申込日」となり、対面型契約については申込日の5営業日後の日が、非対面型契約については申込日の5営業日後以内で当信託受託者が別途指定する日(以下「予定信託契約日」といいます。)が、「信託契約日」となります。

なお、対面型契約につき、決算日の10営業日前から決算日の5営業日前までの期間にお申込みいただいた場合、決算日の4営業日前以降の日で、当信託受託者の別途指定する日が申込日となります。

また、非対面型契約につき、信託期間が「3ヵ月」の信託契約については、予定信託契約日が毎年3月・6月・9月・12月の各11日から19日までの期間に含まれる場合には、当信託受託者がお客さまに別途書面で指定する日が信託契約日となり、信託期間が「6ヵ月」「1年」「2年」および「5年」の信託契約については、予定信託契約日が毎年3月・9月の各11日から19日までの期間に含まれる場合には、当信託受託者がお客さまに別途書面で指定する日が信託契約日となります。

詳細は当信託受託者のウェブページ(URL: <https://www.tr.mufg.jp/tameru/monefit/product/>)にてご確認ください。

当信託受託者が指定する代理店等で購入をお申込みされたお客さまについても、当信託受託者における手続を基準として申込日および信託契約日は決定されます。

(訂正後)

当信託受託者が所定の手続に従いお申込みの受付を完了した日が「申込日」となり、対面型契約については申込日の5営業日後の日が、非対面型契約については申込日の3営業日後の日が、「信託契約日」となります。

なお、対面型契約につき、決算日の10営業日前から決算日の5営業日前までの期間にお申込みいただいた場合、決算日の4営業日前以降の日で、当信託受託者の別途指定する日が申込日となります。

また、非対面型契約につき、信託期間が「3ヵ月」の信託契約については、申込日の3営業日後の日が毎年3月・6月・9月・12月の各11日から19日までの期間に含まれる場合には、申込日直後の20日以降の日で当信託受託者の別途指定する日が信託契約日となり、信託期間が「6ヵ月」「1年」「2年」および「5年」の信託契約については、申込日の3営業日後の日が毎年3月・9月の各11日から19日までの期間に含まれる場合には、申込日直後の20日以降の日で当信託受託者の別途指定する日が信託契約日となります。

当信託受託者が指定する代理店等で購入をお申込みされたお客さまについても、当信託受託者における手続を基準として申込日および信託契約日は決定されます。